令和4年度独立行政法人大学入試センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年5月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人大学入試センター(以下「大学入試センター」という。)は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和4年度独立行政法人大学入試センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 大学入試センターにおける令和3年度の契約状況は、表1のようになっており、契約件数は 42 件、契約金額は 54.41 億円である。また、競争性のある契約は 32 件(76.2%)、25.47 億円(46.8%)、競争性のない契約は 10 件(23.8%)、28.95 億円(53.2%)となっている。

令和2年度と比較して、契約件数については、ほぼ横ばいである。競争性のある契約の金額が減少している主な要因は、令和2年度は新型コロナ対策で試験日程が追加されたことへの対応があったが、令和3年度はそれらがなくなったことによるものである。

表1 令和3年度の大学入試センターの調達全体像

(単位:件、億円)

<u> </u>	10 及0000 1000 1000 00 00 00 00 00 00 00 00 0					(十四:11(10)1)	
	令和2年度		令和3年度		比較増△減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
競争入札等	(73.8%)	(25.1%)	(69.0%)	(12.4%)	(△6.5%)	(△59.0%)	
	31	16.46	29	6.75	△2	△9.71	
企画競争•公	(4.8%)	(32.3%)	(7.1%)	(34.4%)	(50%)	(Δ11.6%)	
募	2	21.17	3	18.72	1	△2.45	
競争性のある	(78.6%)	(57.3%)	(76.2%)	(46.8%)	(∆3.0%)	(△32.3%)	
契約(小計)	33	37.63	32	25.47	Δ1	△12.16	
競争性のない	(21.4%)	(42.7%)	(23.8%)	(53.2%)	(11.1%)	(3.4%)	
随意契約	9	28.00	10	28.95	1	0.95	
合 計	(100%)	(100%)	(100%)	(100%)	(0%)	(△17.1%)	
	42	65.63	42	54.41	0	△11.22	

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注 2) 比較増△減の()書きは、令和3年度の令和2年度伸率である。
- (2) 大学入試センターにおける令和3年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は13件(40.6%)、契約金額は5.17億円(20.2%)である。 令和2年度と比較して、一者応札・応募による契約については、件数、金額ともに減少している。

表2 令和3年度の大学入試センターの一者応札・応募状況

(単位:件、億円)

		令和2年度	令和3年度	比較増△減
2者以上	件数	16(48.5%)	19 (59.4%)	3(188%)
	金額	22.96(61.0%)	20.30 (79.8%)	Δ2.66(Δ11.6%)
1者以下	件数	17(51.5%)	13(40.6%)	△4(△23.5%)
	金額	14.68(39.0%)	5.17(20.2%)	△9.51(△64.8%)
合 計	件数	33(100%)	32(100%)	△1(△3.0%)
	金額	37.63 (100%)	25.47(100%)	Δ12.16(Δ32.3%)

- -(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。
- (注3) 比較増△減の()書きは、令和3年度の令和2年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野(【】は評価指標)

上記 1 の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、令和4年度についても引き続き一者 応札改善のため以下の項目について重点的に取り組むこととする。

(1) 公告期間等の見直し

前回契約において一者応札となった契約については、公告期間と開札から作業開始(納期含む)までの期間の十分な確保に努める。

【公告期間等の日数】

(2) 業者への聴き取り

一者応札となった契約については、仕様書を受領したが応札しなかった業者に対してその 理由の聴き取りに努める。

【業者への聴き取りの件数】

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、事前に理事を総括責任者とする下記、調達等合理化計画推進会議(以下「推進会議」という。)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

ただし、緊急等やむを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。 【調達等合理化計画推進会議による点検の実施】

推進会議

総括責任者 理事

副総括責任者 総務部長

メンバー 監査・評価室長(総務課長)、財務課長

- (2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組
 - ① 予算の執行及び会計処理の適性を目的とし内部監査を実施する。 【会計内部監査の実施回数】
 - ② 不祥事の発生の未然防止のため教職員を対象とした研修会等を実施する。 【研修会等の実施回数】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の 一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を文部科学大臣に報告し、文部科学大臣の評価を受ける。文部科学大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、関係部局等の協力を得ながら推進会議のもとに調達等合理化に取り組むものとする。

(2) 契約監視委員会の活用

契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、大学入試センターの契約状況の点検及び見直しを行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、大学入試センターのホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。